

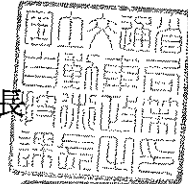


国自技第201号の3
国自整第350号の3
平成27年3月31日

社団法人 日本建設業団体連合会会長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長



整備課長



道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の
取扱いについて（依命通達）

標記について、別添のとおり、地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに通知したので、貴会においても周知されたい。

国自技第201号
国自整第350号
平成27年3月31日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿（単名各通）
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局

技術政策課長

整備課長

道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う
場合の取扱いについて

道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）の一部を改正する省令（平成27年3月31日付国土交通省令第18号。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）の一部を改正する告示（平成27年3月31日付国土交通省告示第459号）の施行に伴い、改正後の保安基準及び改正後の細目告示の適用を受ける自動車であって、最大積載量等の変更を行う場合の取扱いを下記のとおり定めたので、平成27年5月1日以降はこれによることとされたい。

なお、関係団体に対しては別添のとおり通知したので、貴局においても今後はこれにより関係者へ周知されたい。

記

1. 適用自動車の範囲

- (1) 指定自動車等（細目告示第2条第1項で定める自動車）であって、改正後の細目告示第7条の2、同第85条の2、同第163条の2、及び、第7条の

3、同第85条の3、同第163条の3（以下「細目告示第7条の2等」という。）で定めるもの

(2) 指定自動車等以外の自動車（以下「非認証車」という。）であって、改正後の細目告示第7条の2等で定めるもの

2. 最大積載量の指定方法

(1) 指定自動車等の取扱い

自動車製作者等が指定自動車等について、同一型式内において最も大きい最大積載量を持つ類別車両と同一構造であり、かつ、最も大きい最大積載量を設定した際に保安基準を満足することを証明する場合は、証明書に記載された許容限度及び最大積載量の範囲内で最大積載量を算定するものとする。

自動車製作者の証明書については、本省技術政策課に提出することとし、本省技術政策課は当該証明書の内容が適当であることを確認した上で関係団体あてに通知するものとする。

(2) 非認証車の取扱い

① 並行輸入自動車

現に使用過程にある自動車であって、当該車両に指定された最大積載量を超えて指定する場合は、当該自動車の許容限度及び最大積載量を示す根拠を確認の上、その範囲で最大積載量を算定するものとする。

② 試作車

現に使用過程にある自動車であって、当該試作車に対する改造自動車等審査結果通知書（以下「通知書」という。）の最大積載量を超えて指定する場合は、試作車としての届出を再度行い、新たな通知書の発行を受け、その範囲で最大積載量を算定するものとする。

(3) 改正保安基準等の施行日前に自動車登録ファイルに登録されたものにあつては、改正前の保安基準第4条及び第4条の2の上限値により最大積載量を指定することができるものとし、既に算出された最大積載量を改正後の保安基準第4条及び第4条の2の上限値により最大積載量を必ず引き上げることとはしないものとする。

3. その他

(1) 上記2. (2) ②の取扱いにより再試作届出を行った試作車にあつては、新たに受けた通知書と元の通知書との相違箇所が最大積載量及び車両総重量のみであるものに限り、構造等変更検査等により処理するものとする。

- (2) 改正後の保安基準第2条第1項括弧書き及び同第4条表中第3号に該当するものの自動車検査証の備考欄には、改正後の細目告示第6条等で規定するバン型等の物品を積載する装置に関する記載を自動車検査業務等実施要領（昭和36年11月25日自車第880号。以下「実施要領」という。）に基づき行うものとする。
- (3) 改正保安基準第4条の2括弧書きに該当するものの自動車検査証の備考欄には、改正後の細目告示第7条の3等で規定する細目告示別添114に定める基準に適合する旨の記載を実施要領に基づきおこなうものとする。

以上